

○議長（中西峰雄君）引き続き、順番4、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。私は「市民は市政の主人公」、この立場から3項目について質問をいたします。

最初の質問は、国民健康保険事業についてです。この問題は、今回の質問で連続4回目となります。私の問題意識は、市民の命と健康を守る国民健康保険事業が大変な危機に至っている。効果的な対策を講じないと大変なことになるとの認識からです。3月3日付の私どもの「赤旗新聞」の報道は、日本民主医療機関連合会が加盟事業所144病院と523診療所の総計1,767施設の調査で、昨年度、「貧困で受診が遅れ71人が死亡した」と。その原因は、高過ぎる国民健康保険税と窓口負担にあると報じました。

橋本市の国保事業の実態は、高い国民健康保険税によって、期日までに納税できない世帯数は4世帯に1世帯となっている（昨年10月11日時点です）。また、滞納者にペナルティーが課せられ、短期保険証発行件数450件、資格証明書発行件数（保険証取り上げ件数）134件となっており、病気になっても病院に行けない深刻な事態が生まれている。また、高い窓口負担（3割）によって、受診を控えざるを得ない事態も見られる。国民健康保険法の目的、社会保障としての国保事業とするため、以下の質問を行います。

質問の第1は、国保加入者の生活実態について、当局はどのように把握し、認識しているのかを問う。質問の第2は、国民健康保険法の第44条に、保険者は特別な理由のある被保険者で、一部負担金（窓口負担）を支払う

ことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の免除・減額することができるとなっているが、実施状況を問う。また、充実する必要性について当局の認識を問う。質問の第3は、国民健康保険法第77条は、条例または規約の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険料（税）を減免し、またはその徴収を猶予することができるがあるが、実施状況を問う。また、充実する必要性について当局の見解を問う。質問の第4は、条例減免申請用紙は、希望者に無条件で手渡すべきと考えるが、当局の見解を問う。

2項目めの質問は、地域経済活性化についての提案です。

質問の第1は、橋本市の地域経済の実態について当局の認識を問う。質問の第2は、今日実施している橋本市独自の地域経済活性化対策と、その効果について問う。質問の第3は市長に伺います。リフォーム助成制度の効果についての認識を伺います。質問の第4は、地域経済活性化交付金の活用について、その4割、約5,000万円を活用し、リフォーム助成制度を実施すべきと考えるが、当局の決断を問う。

3項目めの質問は、路線バス（山内線）のコース見直しについて質問いたします。隅田地域の方から、「市民病院に行くのに大変苦労している」との相談を受けました。隅田地域から市民病院に行くのに、一旦路線バスで橋本駅まで行き、市民病院行きのバスに乗り換えている。路線バスのコースを見直し、路線バスで直接市民病院に行けるようにできないか、実現していただければ大変助かります、と数人から聞かされました。そこで、当局からりんかんバスに強く要望いただきたい。

以上、演壇からの質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）路線バス（山内線）のコース見直しの件についてお答えさせていただきます。

現在、南海りんかんバス山内線は、橋本駅前から国道24号を通り、隅田町垂井から県道山内恋野線を北上し、上山内までの間を平日は8便、土曜・休日は7便運行しています。また、山内経由平野までの間を、平日、土曜・休日とも1日8便を運行しており、主に隅田小学校に通学する児童などが利用しています。この路線バスを橋本市民病院まで運行できないかとのご質問ですが、民間バス路線のルート編成については、バス事業者が採算性も考慮しながら決定されており、橋本市民病院までの路線延長を本市から要望することとなれば、ルート編成や運行経費の一部を補填するなどの課題が多くあり、現状は困難であると考えます。

ただし、現在、南海りんかんバスの赤字路線であります平野線の廃止を検討しており、それに伴い、橋本市コミュニティバスを平成23年度において1台増車し、現在の東ルートに山内、平野地区を追加する新ルートの運行を検討していますので、コミュニティバスを利用すれば、南海りんかんバス山内線の沿線の方々も橋本市民病院への交通手段を確保できることになると考えております。ただ、橋本駅前から隅田町垂井までの国道24号沿線の方々は、従来どおり橋本駅まで路線バスやJRをご利用いただき、橋本市民病院の無料送迎バスをご利用いただくこととなります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）国民健康保険のおただしについてお答えいたします。

はじめに、1点目についてですが、国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしている一方、制度の仕組みとして、定年後の退職者や失業者が加入することから、高齢者、低所得者が多いという構造的な特徴があります。これは、平成22年度国民健康保険税医療分当初賦課時における課税対象世帯1万184世帯中、政令軽減である7割軽減が2,942世帯、5割軽減が634世帯、2割軽減が1,296世帯であることから推察できるところです。加えて、長引く景気の低迷、事業所の閉鎖や縮小などによる雇用の悪化など、市民生活は年々厳しさが増していると認識をいたしております。

次に、2点目のおただしの、一部負担金の減免及び徴収猶予の実施状況についてですが、過去数年来、本減免等に該当する内容の窓口相談及び申請がないため、実施事例はございません。

次に、3点目のおただしの、保険税の条例減免及び徴収猶予の実施状況についてですが、平成21年度は減免32件、392万700円、平成22年度は2月23日現在で減免22件、58万1,300円となっております。ただ、22年度になって減免件数、減免金額とも減少しているのは、非自発的失業による軽減が政令軽減に改正されたことによるものであり、この件数については2月23日現在で209件となっております。

次に、4点目のおただしについてですが、条例減免については、窓口での相談の際には、慎重かつ丁寧に事情を聞き取り、減免適用についての可否を判断し、可能であると判断できた被保険者に申請書等をお渡ししているところです。なお、減免可否について書類等を拝見しなければ判断できない場合等は、その

旨を告げた上でお渡ししていますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）続いて、地域経済活性化についての提案についてお答えいたします。

1点目の、本市の地域経済の実態についてですが、さきの12月議会においても答弁させていただきましたところですが、景気は足踏み状態を脱しつつあるものの、円高、デフレ経済等の影響を受け、多くの事業所においては低迷し、雇用の悪化等厳しい経済状況が継続していると認識しております。

2点目の、本市独自の経済対策とその効果についてですが、現在、本市で取り組んでいます事業といたしまして、新たな雇用の場の創設と地域経済の活性化を目的とした重要な施策であります企業誘致や、市内事業所に対する支援施策である中小企業信用保証料補助、商工活性化資金利子補給、そして、中小企業の資金繰りに支障が生じないように支援するため、県の融資制度を活用しやすくするための認定制度であります、セーフティネット保証制度の認定業務等に取り組んでいます。

各取り組みの実績といたしまして、企業誘致につきましては、平成17年度から現在まで13社を誘致し、市内から54名が雇用されています。

中小企業信用保証料補助といたしまして、平成21年度の実績は、75件に対し520万4,449円の補助を、平成22年度1月末現在で73件に対し447万761円を補助しています。

商工活性化資金利子補給といたしまして、平成21年度の実績は、136件に対し405万3,985円の補助を、平成22年度1月末現在で140件に対し391万1,839円を補助しています。

次に、セーフティネット保証制度といたし

まして、平成21年度の実績は、212件を認定し、平成22年度1月末現在で194件に対し認定しています。

また、昨年11月には、高野口産業文化会館において、地域産業の活性化を図る目的で、はじめて橋本市産業フェアを実施し、市内産業の各団体、企業の参画をいただいたところでもあります。

3点目の、市長のリフォーム助成制度の効果による認識についてであります。リフォーム助成制度につきましては、さきの12月議会において答弁させていただきましたとおり、全国的に約200の自治体で実施され、反響も大きいと聞き及んでおりますが、助成金額が5万円から50万円とばらつきがあり、各自治体の政策的措置として行われているのが実態かと思われれます。本市の場合、地域経済の活性化策としましては、関係諸団体への補助を基本において実施しているところです。

リフォーム助成制度を実施した場合の効果を考えられなくもありませんが、当助成制度は持ち家世帯のみへの施策となり、アパート・借家世帯は省かれる等の問題もあり、地域性等を考慮する中で検討する必要がありますとともに、県下的な取り組みが妥当と考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、地域経済活性化交付金を活用すれば、リフォーム助成の実施が早急に実施できるのではないかとのご質問にお答えいたします。

本年度の経済対策臨時交付金につきましては、平成22年10月8日に閣議決定され、11月26日に国の第二次補正予算として成立したものでございます。また、経済対策臨時交付金は、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の二つの交付金からなり、双方とも地域活性化のための交付金として創設されたもので、緊急総合経済対策として速やかに実行し、効果を出さなければならず、少なくとも

も平成23年度までに予算執行をしなければならぬこととなっています。

リフォーム助成の実施に地域経済活性化交付金を活用すれば実施可能ではないかとのことですが、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の第一次分につきましては、既に1月20日開催の市議会臨時会に全額を予算計上済であります。また、住民生活に光をそそぐ交付金の第二次分につきましても、今議会内に上程する予定であります。

なお、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、交付金の使途が決められていることから、リフォーム助成への交付金充当はできないこととなっています。

また、きめ細かな交付金についても、活用期限が平成23年度までであり、もし、この交付金をリフォーム助成に充当したとすれば、確かに地域経済活性化に寄与できるものと考えますが、限られた予算内でかつ個人施策という観点の中で短い期間に限定されることは、市民の間で不公平感を生むこととなりますので、議員のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、国民健康保険事業についての再質問から行いたいと思います。

まず、①ですけれども、国民皆保険事業としての国保ということから、国保加入者は低所得者の市民が圧倒的多数であります。いただいた資料で国保加入者の所得を見ますと、本資料では、約9,300世帯のうち、所得なし世帯が2,916世帯で全体の31%となっています。所得200万円以下の世帯が、実に80%を占めている。これが橋本市の国保加入者の所得の実態であります。質問は、所得なし世帯

2,916世帯の生活の実態、これについて当局はどの程度把握しているのか伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国保加入世帯の所得状況についてでありますけれども、先ほどお答えしたとおり、平成22年7月の当初賦課資料によりますと、所得の全くない世帯の資料はありません。ないものの、7割減免、軽減判定所得33万円以下になりますけれども、世帯数が先ほどお答えしたとおり2,942世帯で、全世帯の約29%となっております。これらの全世帯の生活実態の把握をお聞きですけれども、生活実態の把握は非常に難しいところであります。しかしながら、税の減免申請内容からしますと、非常に厳しいものがあると、そういう認識を持っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）若干の数字は違いますが、非常に低所得の方が加入されているという点では一致しています。

そこで、再度伺いますが、橋本市の国民年金受給者の平均月額というのは、約5万円しかないんですけれども、当然、中には二、三万円しか受給できない市民というのも多くおられます。そこで質問は、具体的な事例として、ひとり暮らしで最低の国民年金受給者に国民健康保険税はいくら課税されるのか、少し具体的な数字を挙げて示してください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国民年金の老齢基礎年金は、65歳からの支給で年額72万2,100円となっています。ひとり暮らしで国民年金受給者、65歳以上で固定資産税はなしとして算出いたしますと、医療分及び支援金分の均等割、平等割がかかってまいります。この合計が6万4,200円となります。ただし、この場合、課税対象の所得はゼロ円でありますため、政令軽減の7割軽減の対象となりまし

て、最終的に年の税額は1万9,200円となります。なお、これとは別に介護保険料は別途付加されることになります。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、別途付加されると言われた介護保険料はいくらになりますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと、介護保険料については、後ほど答弁させていただきますか。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）申し上げたいことは、これで生活ができるのかということなのよ。非常に所得の少ない方にも課税されると、7割減免しかかからないために、病院に行かなければならない状況が起きて、病院にも行けないというふうな非常に深刻な事態が起きているわけです。もう既に答弁いただきましたけれども、国保加入者は非常に生活苦の方が非常に多いんだということを、この①では認識をしていただきたいわけです。

②の再質問に移ります。いわゆる一部負担金、窓口負担という通常3割負担がかかるわけですが、この免除あるいは減額ということについてなんです、ちょっと驚いたんですが、橋本市では過去数年来、本減免に該当する相談申請がないため、実施事例がないということなんです、そこで伺います。この問題は、同僚の阪本議員が平成21年の9月議会で質問してます。それに対して、当時の健康福祉部長の答弁は、この運用にあたっての具体的な基準については、国から示されておられません。しかし、本年度9月から厚生労働省において、国民健康保険における一部負担の適切な運用に係るモデル事業を実施し、この結果から平成22年度中には一定の基準が示される予定となっています、と答弁していま

すけれども、その後どうなったのか答弁ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）おたのしみとおおり、平成21年9月議会で、阪本議員から本件に関する一般質問をいただきました。その中で、答弁としまして、国から本減免についての具体的な基準が示された後には、市の減免に関する基準を制定していきたい、そうお答えしているとおりでございます。

平成22年9月13日付で一部負担金の徴収猶予及び減免、並びに療養取扱機関の一部負担金の取り扱いについての一部改正についてという保険局長からの通知がまいりました。これによって国からの基準が示されたところで、これを受けまして、市においても法令及び先ほどの保険局長通知の趣旨にのっとり、橋本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則を制定し、災害はもとより失業等により収入が著しく減少したことで生活困窮となり、一部負担金の支払いが困難と申請された場合については、減免の適用とすべく準備しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、従前からさきの一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取り扱いについて、この通知がありましたので、申請があれば実施できたものの過去における数件の相談事例については、内容をお聞きし、生活保護の申請に回ったと聞いております。

それと、先ほどの介護保険料ですけれども、ひとり暮らし、65歳、年金80万円で2万9,600円になります。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）準備しているということ、理解でいいのかな。この同じ議会で、こ

の同質問のこの一部負担金について、当時の担当部長は、さらに減免制度の市民への広報について、保険税算定時等に送付しています云々と表現しますが、国民健康保険全世帯へ周知していくよう取り組んでまいりたいと考えていますと答弁しているんですが、大分この答弁とずれがあるように思うんですけどね。多くの加入者がこの減免が受けられることを知らない。国民健康保険法の第44条。ある意味、部長の演壇からの答弁も納得できるというか、ここ何年間は相談もないというようなことでしたが、この点、答弁ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほど答弁させていただきましたように、一部負担金の徴収猶予及び減免につきましては、規則で制定したいと考えております。その前提となる条例の一部改正につきましては、本議会の議案に提案させていただくことにしております。それを受けて住民への周知となるわけですが、これは先ほど富岡議員も言うておられますように、保険税算定時等に送付いたしておりますパンフレットなどを活用して、国民健康保険全世帯へ周知していくように考えております。それと、広報紙等の活用も考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の答弁、大丈夫でしょうか。特に気になるのはパンフレット云々、パンフレットに一部負担金の減免が受けられます等の内容も書いて、国保全加入世帯に届けるということですよね。それは非常にええことなんですが、これ、一旦、これはちょっと無理だというふうな判断があったやに聞いてるんですが。今の答弁で間違いありませんか。再度確認します。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどもお答えさせていただきましたように、本議会に提案させていただいております国民健康保険税の一部条例改正が可決されることが前提となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この一部負担金の減免の件で再度伺いたいわけですが、これは実施状況については自治体によって大きく異なっています。私、資料を持っているわけですが、大阪市社保協というところが調査を実施しているんですが、2010年の7月9日現在ということで、2009年度の適用件数、いわゆる一部負担金の減免を行っている、具体的には東大阪市なんですが、ここでは適用件数は7,513件。これは国保加入世帯数の8.59%が利用しています。また、八尾市では2,835件、全世帯の6.13%が窓口負担の減免を受けていると、こういう状況があるわけですが、この事実について当局はどう認識されますか。伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）大阪府下の実態について、今ご紹介いただきましたけれども、この状況とか数値については私は存じておりませんでした。

それと、先ほどのパンフレットの件なんですけど、ちょっと訂正させていただきます。私、保険税算定時に送付いたしておりますパンフレットなどを活用し、と言いましたけれども、現時点では広報紙等で広報することはもちろんなんですけれども、納付書等を郵送時のチラシ等でご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この国民健康保険法の第44条にある窓口負担の軽減、先ほどの答弁

で規則なり申込用紙なりをつくっていくということなので、これはぜひとも速やかにといえますか、やっていただきたい。条例が議会にかかっている、それが通らないとだめだということですが、それはもう当然のことかと思えます。ぜひ早急に進めていただきたいと思えます。

次に、③の再質問なんですが、生活苦にあえぐ国保加入者の国民健康保険税を減免する問題です。これは部長、間違っってこの③の条例改正を言ってるんかなと思うんですが、先ほど②で紹介しましたが、大阪社保協の資料なんですが、このいわゆる国民健康保険法の第77条に基づく減免というのは、多くの自治体を実施していることなんです。紀見トンネルを越えますと全く対応が違ってるという、これも非常に顕著なんです。

お隣の河内長野市の例を見えます。私、この資料でピックアップしたのは、特に生活保護基準以下の収入しかない世帯に対する減免の扱いなんです。河内長野市では、生活保護基準の1.3倍以下の所得の世帯に対して、市独自の減免措置を実施しています。利用世帯数で言いますと2009年度で1,687世帯、全世界帯の9.74%がこの市独自の減免制度を受けているわけです。この保険税を減額してもらっているんです。生活保護基準、橋本市で言えば6万5,000円、その1.3倍の所得のある方でも、この減免制度を受けているということなんです。交野市では何と生活保護基準の1.5倍の所得のある方に対しても、この減免というのを実施してまして、419世帯と。これは全体の3.89%にあたるんですが、市独自の減免措置を受けています。もう一つだけ紹介します。池田市では、生活保護基準の1.1倍の所得を対象にして、2,198世帯の方が、これは全世界帯の13.97%の世帯で利用されていると。こういった状況。まだ挙げればいくつもきりが

ないほど実施されてるんですが、この点について担当部長、橋本市との違い、ほとんど減免が認められていないというのと。その点、伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）大阪府下の状況について、詳しく質問していただきましたけれども、大阪府における減免の実施数について、私は把握しておりませんが、低所得世帯に対する減免については、自治体個々の財政状況によるところが大きいものと考えております。

ただ、先ほどもお答えしましたとおり、低所得者に対するさらなる軽減については、国・県に今後とも強く要望していきたいと考えております。なお、国保事業につきましては、市町村が保険者となって事務作業を担い、特定の収入を財源として特定の支出に充てるために、特別会計として区分されています。国民健康保険税は医療費の支払いに充てる目的税の性質があることから、単に保険税の引き下げや減免制度の拡充を行うことは、保険制度そのものの安定性、継続性上、難しいものであると考えております。本3月議会には、国民健康保険税条例の改正案を提案させていただいており、可決いただいた後は、災害はもとより失業、廃業等により収入が著しく減少したことで生活困窮となり、税の納付が困難となった場合などの減免基準を規則として制定してまいりたいと考えております。

なお、先ほど富岡議員がちょっと私の答弁、間違っておるのではないかとことを言われましたけれども、先ほどの答弁は病院の窓口、医療機関の窓口で支払う場合の一部負担金の軽減の答えでございます。今いただいたのは税の軽減ということで解釈させていただいて答弁させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市独自の減免制度で大変な矛盾があるというふうに思うんです。それは、生活保護者は、生活保護を受けている方は国保に加入せずに、医療費の全額を税金で負担をすることになっています。所得が生活保護基準額に満たない国保加入者は多数おられると思うんですが、生活保護を受給していない場合、これは国民健康保険税を負担しなければなりませんよね。これはおかしいと思いませんか。何とかしないとイケないというふうに思いませんか。この点、伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）以前からお答えしているとおり、国民健康保険は社会保障の保険制度であります。したがって、保険税の負担はやむを得ないものと考えておりますけれども、実態として生活の困窮状態に陥っている方がおりますので、今後、国・県に対し、低所得者に対する現在の軽減割合のさらなる軽減についての要望をしまいたいと思っております。

それと、再々訂正して申しわけないんですけれども、一部負担金の減免については、規則の制定は行いますけれども、今回提案の条例は税に関するものでございますので、条例の制定が前提条件となるという答弁をさせていただきましたけれども、その部分を、ちょっとおかしいので訂正させていただきます。税の軽減は、今回の国民健康保険の一部改正に関する条例は前提になりますけれども、一部負担金は条例とは直接関係ありませんので、規則はただし制定しますので、その点、訂正させていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私、この問題に相当力を入れているんですよ。あなた間違った答弁してたわけですよ。よく似たあれなんです、

私が問題にしている、この国民健康保険税の減免について、これは今の答弁、もうがっかりや、部長。そこまでしか言えやんのかわからんけど。聞いてたら、国に法令減免の率を増やしてもらおうという答弁やんか。2割、5割、7割しかない法令減免を、これ、8割、9割つくってもらおうという話やろう。そんなんしてたら間に合えへんのよ。市民の人はきゅうきゅう言うてるんや。だから、市独自の条例減免という制度をつくってあるんよ。国の法令減免の率は変わってませんよ。先ほど紹介した、トンネルを越えたら多くの自治体で生活保護基準、これを下回る所得しかない世帯に対して、市独自に減免制度を講じて市民の暮らしをちょっとでも守ろうということをやっているんですよ。県に言うとか、国に言うて何とかしてもらおうなんて、国らそんなん言うこと聞きまへんで、こんなん。もう、今見てたらめちゃくちゃやんか。

だから、いかにして橋本市の国民健康保険に入っている市民を、いかにして担当が知恵を出して、やはり本当に叫びさえ出てるので、条例を改正するという事ですから、これを機会に、本当に市民はもうここしか頼るところがないので、これ、条例改正に合わせて、いわゆる生活保護基準の下回る所得に対してしっかりと減免していただいけませんか。答弁ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどからもお答えさせていただいているとおり、低所得者に対するさらなる軽減策につきましては、国との費用負担のもとに行うべきものと私は理解しております。したがって、全国一律の措置となるべきものと考えております。そういうことから、先ほど国・県等へ強く、さらなる軽減について要望していくと、そういうふうに答えさせていただいております。



今さら申すまでもないと思いますけれども、国保については相互扶助の精神に基づいて運用しております。保険料が払えないのに自己負担なく保険のみを受けられるというのは、保険料が課せられ、自己負担がある人との公平感に欠けることとなります。こういう状態が広まりますと、保険制度の信頼性が揺らいでくる可能性もございますので、状況はよくわかりますけれども、財政事情もありますけれども、一市町村だけの判断でさらなる軽減というのは、現状のところ非常に厳しいものがあります。ご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）なかなかかみ合わないんですが、非常に切実な状況があるということ強く申し上げたい。

④では、減免申請の用紙について、これを希望しても渡してもらえないってあるんやな。議員が言うても、これ30分くらいやり取りしましたよ。もう簡単に言うたら、相談に乗った中身で減免できれば、減免できると判断したら申請用紙を出すという。これは難しいと判断したら減免申請用紙すら渡さないという、そういうシステムになってる。橋本市のやり方は。これはおかしいん違うかな。私は希望者に申請用紙ほしいと。そして、必要な事項を書いて提出して、そしてまた行政は、減免できない場合、なぜ減免できないかをしっかりと活字にして出していただければいいと思うんですが、なぜこんなシステムにしてるんですか。伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）特に渡してはいけないという判断はしておりません。窓口においては相談者の個々の事情をお聞きし、対象になるかどうか概ねの判断をいたしております。また、内容によっては他方施策が利用活用できないか、そういう相談につきまし

てもお聞きしているというのが私の認識でございます。富岡議員、直接窓口へ来られて、いろいろやり取りがあったということもお聞きして、なぜ申請書をくれないのかということなんですけれども、申請書は特に、別に拒む理由もありませんので、申請してくださいと言っておければ、すぐ、対象になる、ならない別に関係なしにお渡しできますので、そういう対応をしたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ありがとうございます。はじめて前向きな答弁いただいたので、1番目の質問を終わり、次に行きます。ぜひ、今言ったことは守ってください。よろしく願います。

次に、2項目めの地域経済活性化の提案なんですけど、あまり時間がないので、ここは市長に聞いておきたい。リフォーム助成制度というものの経済効果について、市長はどのような認識をされているのか伺います。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3番 富岡議員の再質問にお答えしたいと思います。

リフォームの問題は、もう耳にたこができるほど、富岡議員から過去にも道に触れますとリフォームの話。非常に地域活性化に向けて本当に厳しい環境の今、たんたんとしておる時期でございますし、大変私としても、これはいいことやなどは思うんです。

私のところも去年の夏に事務所をリフォームしましたよ。ささやかですけど百七、八十万円ほどかかりましたが。それは左官屋さんに入れ替わり、電気屋さん、その次壁つける人もその次、ミーティングしながら交代で来て、これは本当に生き生きとした活動をされておることは十分体得、体験しています。ところが、これにつきますと若干の予算をつけ

ただけでは焼け石に水みたいなものです。私、地域の活性化交付金事業におきましても、数千万円とか、よくわかっておるんです。阪本議員の答弁に答えておるんですよ、私。城山台の、あの4車線の道、28年たってももうアップダウンがあると。あれ何とかしてくださいよという話が前からありました。私も現地も調査しまして、確かに悪いんです。ところが、市の財政の中で、一般の通常の建設課の所管の3,000万円や4,000万円予算をつけて、20箇所、25箇所の事業をやらなんでしょう。焼け石に水なんです。だから、ありがたい天から降ってきたというんですか、この交付金事業があったので、それで六千何百万円をぼんとう1箇所にそれだけ投資せんなんわけです。それでもあの慶賀野樽井線の8分の1ぐらいしかできないんです。古いところからやっていくわけだけでも。

これは、そのお金を使うたらということも先途聞かせてもいただいたし、よくわかるんですけれども、非常に私としてはここ23年、24年は本当に大きなプロジェクト、ビッグプロジェクトの事業がたくさんあるわけでございますので、それも遅れておるやつをできるだけ早くということもご理解いただいて、その目鼻がたちましたら、余裕あってからという、ちょっとこれはいつまでも先になるかわかりませんが、少のうても5,000万円や6,000万円はリフォームで、やるんだったらそれぐらいのことをやらな格好つかんと思うんです。答弁はその程度でお許しいただきたいと思うわけで、未来に向けてはあり得るということだけは言うておきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）未来に向けてということなんやけど、あまり市長とやり取りする気はないんやけども、リフォームの関係業者、要するに仕事をされている職人さんがほとん

ど仕事ない状態なんやんか。僕とこの団地でも、水道屋さんが木工を加工というか、糸のこで切る機械買って、水道のパイプを切ったりつないだりしとるん違うんや。全然仕事ないんよ。それで、立派な倉庫があるんで、倉庫に機械を購入して木工の何て言うんかな、やってるわけや。豊屋さんでもそうやな。工務店さんでもそうや。もうほとんど仕事ない状態にあるんでね。だから、そういう状況なので、ちょっと将来と言われても、もうそんな、業者さんらつぶれてまうわ。

リフォームが実施してもらえないのは二つの理由があると思うてんのやけどね。一つは、もう時間ないさかい、部長とやり取りせんけども、個人資産に資するという話やしょ。長い答弁の中でちょこっと入ってたやろう。個人資産のために公の税金を入れれへんと。これいっこやしょ。だから、どこでもこの論理というか、これは問題になってんねや。まじめなところほど問題になる。しかし、経済対策として乗り越えてるんよ、もうそういう。しかも短期間にやるということと、経済対策としてやるということで、個人資産云々は乗り越えてます。もう一つは、お金をどうするかです。これが非常に大事なんや。そこで、僕もう最後やけど言いたいのは、来年度も地域対策の交付金がおりてくと仮定して、その4割程度を投入して、市長もようわかってくれとるわ。やっぱり5,000万円程度は予算要ると思うんよ。500世帯。この見通し、どうでしょうか。財政的な。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）私のほうからお答えします。

まず、国の予算において、交付金がまた再度決定したらというお話ですけれども、仮定したらというお話ですけど、現在、国では23年度予算自体が成立が危うい段階ですので、先

のことは予想もつかないというのが実情でございます。仮に、経済対策交付金がついたとすればどうなのかということでございますけれども、今回の経済対策交付金につきましても、県担当者のほうへ、リフォーム助成金に交付金を活用できないかということをお聞きしてみました。そしたら、県担当者いわくですけども、現在の交付金、二つあるわけですけども、住民生活に光をそそぐ交付金というのは、当然使途が限定されているということの中で、リフォーム助成金には充当はできないということでございます。しかし、きめ細かな交付金につきましては、特に使途が限定されていないということで、リフォーム助成金に充当することは不可能ではないけれども、国の交付金を短期間の個人施策の助成金に活用するという事業計画書を出されても、県の段階か国の段階かはわかりませんが、採択は非常に難しいであろうという県担当者の見解でございました。

今後、国の経済対策交付金がどのような形でまた交付されるかわかりませんが、そのときに使途がどうなっているのかも当然わからないわけでございますけれども、もしそういうリフォーム助成金にも活用可能やという見解、国・県の見解でございましたら、やはり考える余地はあるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

この際、2時40分まで休憩いたします。

（午後2時28分 休憩）